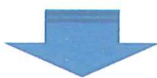


現状行ってきた対策

- ◆健康観察・体調管理
 - ・児童は、「健康観察表」の提出を求め、健康観察を実施する。
(「土曜保育」「季節保育」受入時)
 - ・職員は、出勤前に検温し、発熱等の症状がみられる時は勤務しない。
(職員用の健康観察記録を作成して管理する)
- ◆飛沫感染予防
 - ・マスクの着用
施設内においては、飲食時以外は基本マスク着用する。
- ◆施設の感染予防
 - ・生活室への入室制限(保護者含む)
 - ・室内の換気
基本2方向の窓を開ける、2方向に窓がない場合は、扉を開けて換気する。
(室内の空気が滞留しないよう工夫する)
 - ・加湿空気清浄機の使用
 - ・エアコンの使用(エアコン使用のガイドライン)
共有部分(扉、ドアノブ、スイッチ、PC、印刷機、電話等)の1日1回以上の消毒する。
- ◆保育内容の工夫
 - ・手指を清潔に保つため、食事前、外出後は、手洗い(アルコール消毒)を実施する。
 - ・食事時は対面を避け、座卓1台に児童3人までとし飛沫防止パネルを設置する。
(座卓は横並びを避け、前後にずらして配置するなど工夫して児童間の距離を確保する)
 - ・生活室内では身体を大きく使う遊びや大声を出す遊びは控える。
 - ・手作りおやつは禁止する。
 - ・クラス単位や学年別など集団場面での規模を縮小する。
 - ・外部講師、ボランティア団体等を依頼しての活動は、感染対策の協力を得られる講師・団体に限り許可する。
 - ・昼寝(コロナタイム)は、距離の確保(2m)ができない場合は控える。
- ・活動場所の範囲
 - 学童保育所施設
 - 小学校施設
 - 徒歩での移動 ➤ おおよそ10分程度の範囲
 - バス等での移動 ➤ 桜葉県内で昼食時間を含まない時間帯で
- ◆陽性者確認時の対応
 - 確認・報告事項
 - ① 在籍学童保育所・学年・氏名
 - ② 発症日
 - ③ 陽性診断日
 - ④ 療養期間(学童保育所の欠席期間)
 - ⑤ 保護者宛連絡(緊急情報一斉メール配信)



令和5年4月11日以降

- ・「健康観察表」の提出は求めない。
 - ・マスクの着用は、個人の判断(保護者)を尊重し、基本的に着用は求めない。
(児童、保護者とも)
- 当面、継続して感染予防対策に努める。
- ・飛沫防止パネルは設置せず、座卓1台を使用する児童数も制限しない。
(同文書は削除)
 - ・定期的に換気を実施することで活動の制限はしない。
 - ・集団活動の制限は解除
 - ・外部講師、ボランティア団体等を依頼しての活動は、各所属の判断で行う。
 - ・同文書は削除
- バス等での移動は午前9時から午後5時30分の時間帯とし、その時間帯で活動できる範囲とする。
- 4月1日以降、当面感染状況に応じて対応を判断するものとし、5月8日以降は、取止める。